

**難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく
「難病指定医」の指定の更新について**

「難病指定医」の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。引き続き臨床調査個人票を作成される場合は、更新申請書の提出が必要です。

1 提出期限

申請書の提出期限は、指定終了日（必着）です。

指定終了日までに更新申請が行われない場合は、失効となりますので、必ず指定有効期間内に申請手続を行ってください。

なお、新しい指令書の発行にお時間をいただきますので予めご了承くださいませようお願いします。

2 必要書類

専門医資格（※）の有無	更新申請に必要な添付書類
専門医資格を有する指定医	①指定医指定申請書（第2号様式） ②医師免許証の写し ③専門医の認定証の写し（※申請日時点で有効期間内であるもの）
専門医資格を有しない指定医 （専門医の資格を喪失した場合を含む）	①指定医指定申請書（第2号様式） ②医師免許証の写し ③難病指定医研修（オンライン）の修了証（※過去に集合研修等を受講された方も改めて受講してください）

※専門医資格とは、[別表「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」](#)のとおりです。

3 変更届の要否

勤務先医療機関や担当診療科名等に変更がある場合は、変更届の提出後に更新処理が行われますので、指定医申請事項変更届出書を併せて提出してください。

担当診療科名については、[難病指定医一覧](#)のとおり登録されていますので更新申請前に必ず御確認ください。

変更事項	要否
氏名、勤務先医療機関、 担当診療科名	変更届 <u>必要</u>
指定医の住所	変更届不要 ※更新申請書に新しい住所を記入してください。

【変更届が必要な例】

変更の事由	指定医一覧における担当診療科（変更前）	更新申請における担当診療科（変更後）
担当診療科の名称変更	消化器科	消化器内科
担当診療科の増	内科	内科、消化器内科
担当診療科の減	内科、消化器科	内科

4 留意事項

- (1) 難病指定医（新規及び更新の臨床調査個人票の作成が可能）から協力難病指定医（更新の臨床調査個人票の作成のみ可能）に変更する場合は、一度難病指定医を辞退し、新たに協力難病指定医として申請いただく必要がありますので、担当まで御連絡ください。
- (2) 担当診療科について、複数ある場合は「、」で区切って記入してください。
※「・」で申請されると、ひと繋ぎの名称と誤読されることがあります。

【参考】

○[難病指定医オンライン研修申し込みについて](#)

【申請書提出先・お問い合わせ先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

電 話：017-734-9215